

政策会議 議事概要

開催日	令和6年2月20日	場所	宍粟市役所本庁舎 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	宍粟市産業振興資金融資要綱の一部改正について		
総合計画での位置付け	基本目標 1. 住み続けたい、住んでみたいまち 基本方針 ①魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり 基本施策 【3】商工業の振興		
総合戦略での位置付け	【働く】雇用の創出と就職支援		
現状	地域産業の振興と健全な育成を図ることを目的として、市内の事業者に対し、事業に必要な資金を宍粟市産業振興資金により融資を行っているとともに、融資を受けた事業者に対して市が利子補給を行っている。 融資期間：短期資金36か月以内、長期資金84か月以内（平成17年～） 貸付利率：短期資金2.0%、長期資金2.3%（平成21年～）		
課題	融資期間や貸付利率は長年変更されておらず、現在の社会情勢が考慮されていない。近年の事業者向けの融資期間については120か月（10年）が一般的になっているが、現制度では84か月が最長となっているため、120か月と比べると月々の返済額が大きいことが課題である。		
決定事項	<p>【宍粟市産業振興資金融資要綱（改正）】</p> <p>①融資期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期資金を84か月以内から120か月以内に延長 <p>②貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度：短期資金2.0%から1.8%、長期資金2.3%から2.1%に変更 ・長期資金の貸付利率は、1月の長期プライムレートに利子補給率を加算した率を基準として、毎年運営会協議会で協議し決議する。 <p>【宍粟市産業振興資金利子補給金交付要綱】</p> <p>③利子補給率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.0%から0.7%に変更 		